

画をやっている地域は分善天間地域までやっ  
 ていると思うんですがしかしその大瀬名地域の  
 から善天間地域まで5ヶ年で終るんだというこ  
 とで一心はやったと思うんですが今下水道  
 やっている地域においてまだ残っている分  
 がある。これはどういう訳で未執行になつ  
 ているかですね。電費的にやれば、その道路  
 等も加味されてできるんだが、どうしてあの  
 地域は残されてあるか、その実が聞きか  
 せ願いたいと思います。

建設部長

御説明申し上げます。この下水道工事のござり  
 ますか。残されている部分が大瀬名の一部と伊佐  
 のござりますが実は当初の下水道計画では、  
 善天間を中心として善天間、伊佐、大山、直方、大  
 瀬名という順でござりますけれども当初の計  
 画が大瀬名に振りまいて大瀬名をえきにしたとて  
 れからよりましておっしゃる通りに大山やっ  
 ござりますけれども、県の指導によりまして、下水道  
 は下流の方からやるのが原則なと云うことでご  
 ざります。そこで残した方を申し上げます。当初  
 予算作製の時期に、72年度の予算にもござります  
 が、事業費の関係で支給の不足という事と、  
 それから善天間の下水道関係が大瀬名に比較いたし  
 まして、非常に下水環境が汚濁されていると  
 云う事と、それから伊佐浜からの処理場の  
 幹線のパイプを早く設置する必要があるという  
 三点にしまして、この善天間地域は流域下水

域下水道、パイプが二つもない南條でここから  
うやむやでなにかという事で、大山のかに  
残してござります。これについては、現在10月一  
は「まで」に財政計画を作成せよというこの  
県から示達もありますので、一応財政計画を  
取りなおして、48年度の予算で施工したいと  
こういうことにしております。

4番

55年計画というのをたまたまして、そういう  
計画に一応なかつた分は、早目に48年度で  
できるということですか。

建設部長

48年度は一応。

4番

計画はでき、我々議会にも出て、3人だけが  
残った分においては、(聴取不能)市の予算  
年度にそういう予算措置ができる仕組みにな  
っておりますか。

建設部長

次年度は、え、億5千5百万円の下水道事業に  
なっております。

4番

そういうふうに計画できますか。

建設部長

これは事業計画そのものはありますが何か地域によって非常に問題があるところとこういう場合は財政計画の中で事業変更してやることも可能であります。

4 着

(聴取不能) 一方をやらば、その地域は必ず影響を受ける訳です。一そにやるならやらせらねとあつちやつたりこっちやつたり、ほじめからしなけいばならんということでは。

こういうことは問題があると思ふです。

建設部長

ご指摘のように問題があるかと思つますが特に都心部之水算或いは下水のことで。

4 着

(聴取不能)

現在、大曲の一部、伊佐の一部などというところが宇地泊の一部は、全然どうしようもない計画はない訳です。

建設部長

現在は、宇地泊の計画は5年計画の中には入っておりません。

4番

これはどういう理由ですか

建設部長

この件につきましては、いつかの議会でもご質問うけたと思っておりますけれども宇地泊地内の道路の遺地の問題、それから旧河川用地の問題等が解決されない。これを市の力で解決しない限りは、地元としては、下水道はためたと。

4番

これは誰の弁ですか

建設部長

あります。

4番

自治会長の答弁でやったというんだけれども、その地域の有志会とかそういう部会の総会とかというのを通じて実際皆さんが説明してやらなければならないことになった訳ですか。それ自治会長に連絡したうためだということですか。

建設部長

これは、私も市長と一緒にござりましたけれども公民館の方で当時の自治会長にも話して地元の

4 番

部落の有志の方ですか？

建設部長

地元の自治会長に預しましては、70年度ですか、  
の時矣で、宇地泊は下水道公社のポンプ  
場もありまして、この際やったらどうかと協力  
してくれとお願いをしたんですか。そういつた旧  
河川用地の問題、それから1号線から入る  
道路の遺地の問題、こういつた事があつたら  
まして、それじゃ

4 番

1号線から入る遺地というのは、どういうもの  
ですか？

建設部長

1号線から部落内通じます道路でござい  
ます。  
現在は市道なっております。

4 番

理由が、みだせな人ですかね。

建設部長

そこで当時の自治会長としては、これを解決  
するまでは、持つておらいたいと。

4 番

これは公文か何か口頭ですか

建設部長

これは正式な市長自一請の折衝でございまして、公文とか口頭とか、そういうものではございません。

4 番

公文とかそういうことはない。

当時の自治会長はそういう面はいうたことはないとおりますかね。相手がどういう本心が解りませんが、あつかいという事は云ったんが拒否したことはないというのには、後で重大な問題ならば文書でとつた方法はないものか、水かけ論になってはならないですね。時間もありませんから、次の機会にやることにして、質問を終わります。

議長

次の交通安全対策について、13番の棚原憲信君の質問を許します。

13 番

私の交通安全対策について、これから秋の交通安全運動が実施されますが、沖縄でも交通事故はへるといふじやなくしてなお増加する方があります。

人命を守る意味から交通安全施設の設置は

当然しなければならぬと考えております。  
しかし、現在はどちらかと申しますと、聴取不能  
交通事故から人命を守るためにはその安全施策を  
単に義的に考えられぬべきではなくして、あくまで人命  
の尊重をもちながら交通安全施策を十分に  
して上げなければならぬと考えます。この  
湾市におきましては、どのような交通安全対策に  
対する施策をお持ちであるかお聞きいたします。

市長

お答え致します。今までの旧琉球政府市町村  
におきましては、殆んど交通安全の対策にいたしまし  
ては、警察が中心になってやっておられたこと  
でございます。しかし、本土の方でござりまするが、殆んど  
市町村の行政の中に移っております。復帰後にば  
りますると、警察からの交通安全対策も市町村に  
移っております。しかし、長い間、警察がやっており  
ましたために、いさなり迷っておりますことござります  
るが、それに対する交通安全の政府からの補助金  
も200万越してきておりますし、或いは安全対策  
のさくの面、或いは標式バックミラーの件、そういう  
特に事故の多いところに対しては、そこに対して十分  
に運転をする人達、さくまうけて危険のないよう  
な方法で予算に措置してありますし、或いは、歩  
道橋の問題、或いは陸橋の問題があると思っております  
が、陸橋におきましては前に申し上げましたと  
り、予算はとっておりますが、その上でこの旧  
照権、或いは営業権の問題で非常に問題が  
あります。一応、流れを記してござりまするが、今、県

におきましては、あまりさういふところには、必要  
はないと思っておりますが、国道330号線58号線  
において、大瀬名から大山、伊佐三又路、ゆが  
ら、真宗原、その間におきましては、又或いは、普天  
間におきましては、相当重要なところも沢山あります  
が、問題は、地域住民の協力がなければ、安全  
柵、陸橋なんかは、出来ないと要望している訳で  
ござります。さういふをやるような状態では  
なければ、道路であるから、道路内に立てなさいと  
いふこととありますけれども、（聴取不能）  
早急に陸橋等も非常に乏しい現状で  
ありますんで、その点に對しましては、地域の人の  
協力がなければ、非常に難しい問題かと考  
えております。

### 13番

この問題につきましては、今のはじまった問題  
をけじめなくして、以前から陸橋の問題はとり  
上げております。去年の1月議会でも20番さん  
が取り上げておりますが、その場合に市長の  
前向きにやるとこのように答弁したと思っておりますが  
ようするに、今もおつしやるように地域住民の  
理解がなければ、当然であります。

地域住民とどれ位話し合っているのか  
その点についてお聞きいたします。

### 市長

一応、今度の予算が流れたことを申し上げ  
ては、失礼でござりますが、予定されたところに

一応河回となく関係者の方々と話し合いをした訳でござりますが、相手を説得するだけの力がなく予算を流した訳でござります。

13 番

今、現時点で、横断歩道が必要な箇所は何ヶ所ありますか。

市長

4ヶ所か5ヶ所位あります。

13 番

この5ヶ所の地域住民を当たってみる訳ですが

市長

地域住民と会うことよりも、一応建設課の方にどうして次年度に於いて陸橋が必要であるからどうして、そう言うところは計画的な場所、或いは地域住民と説得できるようなそう言うことを調査して、早くそう言う予算措置もするよう、そして場所をまわれば折衝するよう、と、このことは指示はしてあります。

13 番

那覇浦添、嘉手納と（横断歩道橋も）ありますけれども、宜野湾市だけは、路線だけじゃなくして330号線も一つは、訳であります。それからすると、市長の、いわゆる姿勢が十分な、さあ、はい、はい、はい、はい、このように理解して

管内に於ける状況でございますが要するに交通問題  
は市に於けることになりましてけれどもこの  
ような施設も一つは大事でありますけれども  
先程からありますように歩道駐車の禁止の規  
制或いは又交通安全の問題にも力を入れて  
る全般的な対策を進めて頂きたいと思っております。  
特に最近では新聞等を見ましても死亡事故が  
多い訳であります。

聴取不能

地域住民の声にもありますように子供の遊び場  
がなくてそのようなために路上で遊んで事  
故が起ったという事

聴取不能

そういった面がございましてやはり子供の遊び場  
を市でござって計画をしていくとこのように考  
えておりますが市長のお考えとしてはどうで  
すか。

市長

市としてなるべくそういう遊び場をつくって  
上げたいと思っておりますけれども用地の問題  
におります。今後にはこれは引き続き土地を買って  
置くことも出来ませんし今後の問題におきましては  
十分にそういうふうな出来るようなものをつくっ  
ていきたいと考えております。

13 番

聴取不能

議長

次ノ2の軍用地解放について同しく13の遺地補償について質問を許します

13番

軍用地解放についてでございますが、クリン大銃砲は(1969年の6月に)聴取不能、復帰した今日において我々の沖縄に或いは又聴取不能

基地の強化でますます強化されていゝ状態であります。このようなことは我々の県民の願いを無視している聴取不能  
現在の軍用地の解放の実態をご説明願いたいと思ひます

議長

休憩をいたします

(午後3時26分)

議長

再開いたします

(午後3時28分)

市長

お答え致します。3ページに詳しくありますけれども大体200万坪あまりです

これには、次山区分されておりますが、おおまかに分けて女つございます。普天河マリオン隊、普天河家族部隊、普天河海軍通信隊

キャンプホースター、マツ小学校、南群警備隊  
あとは小さい水タンクとかありますけど、主にその  
のが大きい訳であります。飛行場と一号線の宇地  
泊とマツです。

13 番  
お、まかに分けて。

市長  
はい、なつぐらあります。

13 番  
早急に解放する基地はどこですか？

市長  
都市計画が早急に必要なのはマツ  
そのほかから普天間家族部隊です。

13 番  
その解放後の土地利用計画はどうで  
すか？

市長  
どうしても、一号線の場合は、宜野湾市の表  
内にはりますんで、埋立等が完備いたしますと  
ういふ商業地域として発展していかねければ  
いかないと、さう考え方をしております。

13 番

宜野湾市に現在黙認耕作地は11くら位ありますか。

市長

飛行場周辺に約15万坪ござります。

13 番

この中解放可能な土地は11くら位ありますが。

市長

私達がうみ小は殆んど解放可能と思う訳ですが相手方の何で

13 番

その普天間飛行場周辺のをもし解放したとしたらそこはどう利用されますか。

市長

それはどうしても早急に解放してもらえばどうしてか市街化区域となる訳でござりますが問題は市の公用地等も必要だと思つて来る訳でござりますしその問題に對しましては、どうしても周辺にやつた市街化が予定されております。

13 番

.....(聴取不能).....

市長

軍用地格行場内のマスタープランは持ってありません。

13 番

早目にそこは解放させてもらいたいと思います。

市長

解放も当然解放してもらいたいかなという訳でござりますが、これに対する今後の問題におきましては、あくまでも所有者の方と一緒にこの問題は解決を進めていきたいと申し上げますのは、宜野湾の軍用地主の方々が殆んどが大多数の方々が解放を希望して下さる訳でござります。そういう意味におきまして、もう少し早く解放を続けていきたいと思っております。

13 番

今後の当局の政治折衝にかかっている訳ですが、どのような解放運動を続けていきますか。

市長

勿論これは当然の土地を保持している人達、所有者と一緒にござります。勿論この解放のほうは先きはあくまでも防衛庁、防衛施設庁でござります。

防衛施設庁にいたしましては、基地の合理化の  
ためになるべく必要でない土地は返すとなつ  
ておりますし勿論復帰前におきましては、復  
帰後は必ず必要のない土地は返すんだと  
なっておりますし私達の初線で、こう線と  
なるべく早く解放してもらいたいと運動を  
していきなさいと思っております。

13 番

この解放運動について市長はどのような  
折衝で進められますか。

市 長

直接防衛庁にいくたびごとに或いは、沖縄  
の庁官にも 銅崎庁官にも是非解放して欲  
んだと、この分先の内題におきましては分  
先と申しますと、女審議員の質問の中にも  
何故契約に反対するか我々は解放して欲  
しいと早く解放して欲しいんだと早く解放  
して欲しいと、こういう面に関連いたしまして或  
は解放可能なところは、早急に解放してほ  
うと、或いはその前に先般本土にいつた  
ときも解放のいくたびごとに、そういう担当  
局に下しましては申し上げております。

13 番

聴取不能

議 長  
 13番の質問を許します。

13番  
 遺地補償について質問いたします。  
 沖繩復帰対策要綱の第3次分の中に  
 (聴取不能)

市長

これは今大戦のために河津は宜野湾市にや  
じやたして、相当のやうな不自然な状態におか  
れている訳でございませうが、宜野湾市におきまして  
この灌地の問題におきまして、特に道路に灌  
れているところにおきましては、道路の幅を狭くし  
て個人個人の灌れた坪数を狭くして、これに対  
する全県民のやまかではございませうが、この灌地補  
償を一応資料を作成して政府に補償要求をや  
る段取りをしている訳でございませう。

13 着

市を調査はやっていませうが。

建設部長

お存なさいませう。本件につきましては、去った9月  
19日の河津タイムズに載っております。私共の方  
といたしましては、過去3ヶ年市道の灌地を調  
査してございませう。特に戦後処理として米軍来  
け終戦直後共同でつけた道等が早急に補償  
の対象にありうるやうにして、宜野湾市もこれを  
調査作成いたしましたので、県の方に申請してござい  
ませう。何分、県の方針では昭和41年度から49年  
度までの3ヶ年間に大体調査は、これは国道、県  
道でございませうが、市町村道につきましては、昭和  
41年度から5ヶ年計画で調査を完了して、昭和50  
年から同年の56年までの7年間で補償事務を  
処理したいやうな計画にしておりますのでございませう。

13 着

概算の坪数ばかりでは、

建設部長

私共の戦後未処理の道路といたしましては、その面積にちかきりてございまして、宜野湾市の場合は6キロというところになっております。

戦後買収未処理といたしまして、宜野湾市の今提出した書類を取りに行かしておりますので、土木課長からの連絡では延長に17キロと、幅は各路線において違っております。資料がまだい御説明申し上げたいと思っております。

13 着

皆さんの財産の実態がわからなくちゃどうしようか。

建設部長

ですから今、私が資料を取りに行かしておりますので。

議 旨

休憩いたしました。(午後3時43分)

再開いたしました。(午後3時45分)

13 着

資料はあとでお願いいたします。当然この土地は琉球政府の終戦後の一環に処理にゆかざるべし、これは早急に政府も調査して測量して

117  
やっております。このことについては当局からも積極的に要請してまいりたい。以上要望は終了です。

### 議 長

進行いたします。14回、市街化区域と市街化調整区域について、5巻の宮城正光君の質問を申し上げます。

### 5 巻

市街化区域と市街化調整区域について質問いたします。

8月1日から市当局に申し立て、この面の説明会をしてもらってある程度わかっているつもりであります。市民の方で大変市街化と市街化調整区域に関心を持って聞いている訳でございます。あった9月22日に県の方から説明会がありまして、この線引きの件について御説明を受けた訳でございますが、最初の場合の色とこの線引きとこの当時の色とやりがえが違って聞いている訳でございます。これは当局の方で要望に於いてどうなるに於いたか。又今の各自治会の方からこの件について陳情も伺っていると思っております。陳情の何は何件に上り出ておりますか。お聞かせ願います。

### 市 長

お答えいたします。市街化調整区域が今度あった22日の説明会で予定されている調整区域が新しい市街化に於いているといたが、これは市が8月1日から12・3日に於ける各部落に於ける説明

177  
改めて各部落からのその要望に答えて各部落地  
主は、市街化にしてくれという強い要望請がある  
から県としてもあくまでも住民の事を尊重してその  
市街化にしてもらいたいという強い要望をいたし  
たからそういうことになっていると思っております。

特に5号線と1号線の田んぼ地帯の市街化  
調整区域に県の予定したところの各々の部落  
の地主の方々は、中原部落を除いて全部が市  
街化にしてくれという地主の陳情文が参っており  
ます。そういうことも強く県に要望いたしまして県  
としても地域住民の事を尊重してそういうふうにして市  
街化をしていくと腹を決定したんじゃないかと思っ  
ております。おやうく官野考案におまわれば要望の通り  
市街化に進むようおまを県の方でも考えている  
ようになっております。

5 着

陳情に対して、当局の方ではその陳情の趣旨に  
対して、その県の方に要望されたことでもありますか。

市 長

そのために要望した訳でござります。

5 着

今、市民の方でも非常に関心をもちている訳で  
ござります。説明会、広報会においても大体の  
の趣旨のことは言われておりましたが、実際面から言  
いますと、原案ではおまをいかに受けつくりしておま  
ますが、これは当局としておまを、陳情者に対する要

率を100パーセント実現する方が考へもありました。

市長

市民の要望に配慮する方に十分をやっていると思っております。

5 着

これは線割がされてしまったらもう終りでありましたので、市民の要望を十分にこみ入れていた上で100パーセント成功させていた方が望ましいです。

議長

休憩いたします。(午後3時51分)

再開いたします。(午後3時52分)

議長

就座の時刻が4時でありましたので、予め時間を延長しておきたいと思っております。御異議ございませんか。

(異議なしと叫ぶ)

議長

御異議ありませんので、時間を延長することに決定いたします。尚、これから(楽)速速向を行ないますので、時間制限をしたいと思いますので、できるだけの範囲内でやっていたらと思います。

1 着

順向の時間を早めたいのであります。

いすか。

4巻エトの質問の中で、特に市有財産の管理について市長の御答弁が軍用地防衛施設の土地地主との契約の問題について、防衛施設庁の職員、国家公務員でございす。その国家公務員がその地主に対して、おかししたりおどかしたりしているという御答弁でございす。その事実と真意をうけたまわりたい。ことに市長が公明の場で、国家公務員がおどかしたり強迫したりという御答弁は議員として困る措てに存らぬ問題と解しておりすが、真意と御答弁を願います。

市長

一応、契約は済んでおりすが、その防衛庁の職員が契約は1年1年である。とにかくおられた方は印鑑証明をもらってこればすぐ金払いからというふうな言え方で、おかしとお金ももらえぬと。言えおかしと契約しなければ損するんだと。いうふうなことで、危々せているようでございす。

1 着

市長はけつをりおどかしという2回もその言葉を使っておりすが、いかがですか。

市長

おかしとに対して、僕はびっくりにしているんだというのを聞いております。

1 着

(はつり) おどかしたりした事実がございませうか。  
申立てがあればですね、これは国家公務員があるま  
じま行状は許されません。議会としてこの問題  
にせつめいかんですが、もし、色々ニコアンス等  
の問題で色々取り消したければ取り消してもよ  
うなウゴいませうか。

市 長

個人個人の家に来て、チウウニに対しては、お  
どかしたりというふうに解しているようでございませう。

1 着

市長はチウウに解しているか。

市 長

あり紙権がとっているか。

1 着

紙権がとっている質問をしている部ではございませ  
せん。たしかにおどかしたりしているようでござい  
ませうか。

市 長

おどかしているか。

1 着

おどかしたりおどかしたり。おどかしたりは、おどか  
すというものは、範囲がおどかす、明確でなければ

おどがす。強迫するといふことは、これはもつておどがす  
す。やういふ職責があるならば。

市 長

強迫するといふことは言つておどがす。やういふ都府  
民に対しては色々おどがすといふ部でございませう。  
他生に對しては。

1 着

警がしておどがすか。こつといふやうな暴言を市長  
さんには使つておどがすといふが。やういふ事案があ  
れば、議会もやういふ職責が国家公務員としてや  
ういふ職責があるならば討たれる問題だと本質  
は解しておどがす。

市 長

これは個人個人うけとりやうにあると思つておどがす。

1 着

おどがしておどがすのでありませう。けつり。

市 長

とにかく早く契約をおどがすやうに進めておどがす  
ておどがす。

1 着

おどがす。おどがしておどがす人です。おどがす。

市 長

これは言葉のあやでございませうが、そういう部落民  
に対しては、来る場合には非常に申しわけないう  
でございませう。

1 着

お叱かしている所ですが、お叱かしてない所ですが。

市 長

今二に来るこれにおいて驚いてゐる所でござい  
ませう。

1 着

驚かすお叱かし、強迫ですが、お叱かすとい  
うのは強迫ということでは。

市 長

これはうちとり方の問題でございまして、積  
有る方においては心なごを言われても善くて  
ございませう。積成しなご、契約したくないとい  
うことに対してお叱かす行って契約を強いるとい  
うことは、それこそある人じゃなかと思  
います。

1 着

要は防衛施設庁職員が軍用地の契約にお  
叱かしに回つてゐるというはつたり公表されて  
ございませう。

第 8 章

おどかすというニエラスの問題、いっておどかす  
というニエに対していろいろ契約に生じている各々の地  
主に対しての考案方でございまして、これはうけ取りよ  
うかと思っております。

1 着

このように公の場所でいろいろ言葉を使った場合は毎  
日と解してあります。

第 9 章

このように公の場所でいろいろ言葉を使った場合は毎  
日と解してあります。

1 着

以上、終了です。

議 長

9 着の関係質問を許します。

9 着

おどかすというニエの問題、いっておどかす  
というニエに対していろいろ契約に生じている各々の地  
主に対しての考案方でございまして、これはうけ取りよ  
うかと思っております。

市長

聞いておりました。

Q 審

どういふ指示をなされたか。

市長

一般質問は各々の持ち分があるから十分に資料等を準備しておくに言っておりました。

Q 審

各部長は各課長、係長に対して自分の部課範囲内においての資料、内容等に必ず検討をされたかどうか。部外にある範囲がおります。各部長で。

総務部長

お答え申し上げます。早速課長会議を開きまして、おそれの資料を準備するようにも指示したところで。

建設部長

私共の方も資料等については準備するようにはしてございますが、準備した内容では御質問がございましたら大変恐縮でございます。

経済民生部長

お答えいたします。これは一般質問というものは政策分野と事務的担当分野が別々に対しても、事務的

分野については当然我々が責任をわけてやるという  
ことは各専門的事項については関係課長と十分相  
談いたし、答弁の事務的分野については十分し  
たつもりであります。

### 9 答

従ってお聞きしますが、一般質問とはどういうもの  
か。各部課長の方針が、今日の日の最低で  
ある。議員は今日はいじつに本着に皆さん  
に質問して話を聞きたい。政治、行政全  
般にわたって聞いておきたい。しかし、その中で特に指  
摘して文書で通告しておきたい。もちろん、我々は公  
式の場で聞いておられる訳ではあらず、おもしろ半分は  
今日一日終わればいいというつもりであります。

腹をたえて、責任をわけて答弁してもらいたいと思っております。

1. 2点お聞きいたします。毎年おこなわれる宜野  
湾市の財産取得処分関係については色々関連が  
る問題が蓄積しておられます。特に学校敷地の購  
入にわたっては毎年陳情があるという事で、非常に  
この期間に困惑しておられます。そのために市では現在  
の学校敷地の個人財産を取得する考えがあるかどう  
か。それした場合にどういったような財源の捻出を  
考えておられるか、その点についてお尋ねいたします。

### 答

これは並に将来において七の財産を取得する  
わけにはいかないと思っております。その方法におきか  
けて早く早く土地開発公社を作り上げて、その公  
社に先行取得を認めていただくという考えです。

ており、

Q 着

土地を先行取得して、ゆいで財源を捻出できる  
と認めておられるか。

市 長

一定の今日、明日、ということに対しては予算上  
市の予算では学校敷地等、或はその他、の間に  
17も公有地、公営用地は買収の部でございます。

Q 着

私は公営用地全般を調べており、市内の  
ポットを上げております。現在ある学校敷地の個人  
財産の取得の件についてでございます。

市 長

おっしゃる通り、これは全般的にやうでございますが、  
おれども、学校用地の買上げにござりまする。ござり  
もその折衝、色々の問題におきましては土地開発  
公社をつくり上げてござりまする。

Q 着

土地開発公社をつくるという事は、土地の先行取  
得が今後、新しい学校敷地とか、そういう年の取得  
の関係でござりまする。現在ある学校敷地の取得  
をどういふ方法でせられるか、ということも聞いて  
ござりまする。ポットを上げております。

市 長

今の場合予算上土地開発公社に買ってもらいたい款でござります。

Q 者

現在ある学校敷地は土地開発公社に買われてきたのか土地開発公社からのものはあくまでも直野湾市内での土地開発公社でしょう。

市 長

はい、そうです。

Q 者

どう折り合わせ、その財源の確保関係についてはどう折り合わせか。

市 長

財源に付いては先、今年度の土地を買の上、けりしりだけ予算措置をある程度いたした制限額で買ってもらった款でござります。

Q 者

それ予算を削ってたりないか。財源が足りずです。財源を削っている款で、財源の掘出しどうなれりかという事です。

市 長

お調べでござります。



地けごごいせしや。

市 長

何かの場合におきかても、或は代替地の問題もあり。今の埋立した代替地とどこかとの差で替えるか、どういふ問題におきかても一応市といふことは直接公社で実際にその専門に、はつたり申し上げること、不動産業といふことにはつたり申す。その不動産業にまかしていいといふことにおいて入札にいかんじやないかと思っております。

議 長

休憩いたします。(午後4時6分)

再開いたします。(午後4時6分)

9 番

民間市中銀行とか、いこの融資がどうなるかどうか。或は開院金融公庫あたりからどのくらいの融資がどうなるか。それへの資料はどの程度でございませうか。

市 長

海野湾市の予算規模、この開院公社についての調査はしてございませうけれど、一応大まかにこの市町村におきかては、100億から200億くらいの限度枠設定の議会の議決をおきかて、その果の認可をえてその限度限をもって運営してございませう。

Q 着

あくまで借入れやるからには償還が前提です。しかし、私が申し上げたのは、現在ある土地を買うためにはそれだけの借入れ方の政治姿勢とそれだけの財源がない限り解決はできないと思う部分です。そしてこれに対して市側はどうかうかに考えておられるのか。現在今、こちらにある旧普天間小学校敷地の借借をしております。予算を見た場合にその財源はどうかあるか、償還料は、これを処分する考えはないかどうか。

市 着

先がハッパル。

Q 着

現在借借しております旧普天間小学校敷地の処分をどう考え方はいいかどうか。

市 着

これに対しては、一応、執行部といたしましてはこの問題を諮問してというも、農協敷地、農協が使っている敷地、または今、借借をさせているところの。

Q 着

市側から、簡潔にしておいて下さい。こちらは全部旧普天間小学校敷地です。

市 着

これを処分していいか、諮問をしていいかという

考をもちっております。

9 着  
現年度内にやういふふうな考の方をもちたられ  
る訳ですか。

市 長  
はい。

9 着  
やういたしませぬ。皆それ方としてはその財源の見  
直し等について、或は取得の問題についての検討  
はなされている訳でございますか。諸問を討つ考の方で  
あるからにはそれなりの処分価格、取得価格、色  
々なじを出されると思っております。これは価格云々は  
公表しておくも結構でございますけれども、その取  
得と処分との割合はどうかうふうに考をたられ  
ますか。比率。

市 長  
やういふ問題に対して非常に問題がある訳でござ  
います。今で一度市としては処分をするという段  
階に押し付けてそれからこの問題に対してどの  
くらいで処分できるか、客観の問題の検討にはまだ  
入っておりません。

9 着  
じゃ、現年度内で諮詢されるということであるならば  
ある程度の期待をもちたいと終りたいと思っております。

もう一つ、新しい復帰後の制度が変わったために、関連いたして、現行の学校敷地、色々の賃借権、賃貸借権の問題が出てくる訳でござい  
ますけれども、皆さん方の言った補正予算の説明の中にも色々の問題が出て、予備費の中に入れて  
あるたぶんどうやってございませぬけれども、市が  
個人の土地を賃借する場合には、何れ何れの予備費を  
経費で予算措置できるかどうか御説明願  
たいと思います。非常に簡単です。

市長  
でございます。

Q 着  
どうやってございませぬか。

市長  
一応合意に達して今契約をしておいても、結  
局議会の議決を得て、その問題に対しては毎年度  
予算に出している訳でございませぬ。一応、今です  
とそういう方法で契約もしておいて、そういう訳で  
ございませぬ。

Q 着  
質問をじっくり聞いていたと思います。  
復帰後の制度が変わったために直接市野津市が  
支払いの役目を負わされております。もし、制度も  
変わるので個人の土地を皆さん方は何れ何れの予  
備費を経費で予算計上ができるかどうか。

市 長

新しく賃借する場合に難しいかもしれませんが、引き続きやっている課でございながらでよろしいかと。

市 長

引き続きやっているから地主が了解はなくてもよろしい考え方は、よろしいですが、ぜひ、しっかりと御検討して下さい。

議 員

休憩いたします。(午後4時13分)

再開いたします。(午後4時13分)

市 長

予算年度内においては、今までは一年一年の契約は地主とやっているようにございます。

市 長

はつらひしてございまして、それでよろしいですか。私は契約文書を要請は、相互契約なのかどうか。法人が個人と契約する場合は今まではありません。

市 長

お答えいたします。一応契約文書の取りかわせは、今のようにございまして、一年一年の契約は一応話し合っていて、口頭でやっているようにございます。

Q 着  
今日の場合はどういう処理をされたか。

市 長  
お答えいたします。地主と合意の上やっている  
と思っています。

Q 着  
合意の上で契約をされている。大いに結構  
なことです。望ましいあり方です。これでこの質問  
は終了です。

先の市長さんの御答弁の中に13着の質問に対し  
た1都計に対して軍用地が障害になっていると、  
一着障害になっているところはマーシー地区だとが  
キャンプゾーンだとが言っておられたけれども、宜野  
湾市飛行場は一着障害になっておりましたか。

市 長  
お答えいたします。解決の糸を可能なところ  
という事で、そういうふうにお答え申し上げた訳で  
ございます。

Q 着  
13都計で一着障害になっているところはど  
こか。

市 長  
都計の障害という事には向りますと全面的でござ  
います。

9 着

(1) 以上よりすると、色々こればかりありまうけ  
 ぬども、私にはこれの方が御質問もありませんし  
 たように、皆々も非常にこれは沖縄の都市村行政  
 政でも、県でも然りてございませうけれども、行政執行  
 は非常に難しい話でございませう。しかしながら、ちうか  
 といて年間予算を執行する場合にどうしてもこれは年  
 度内消化が前提でございませう。年度内消化が、ちうか  
 りないとちうかだけの財源が有限これは不用意に  
 しかありません。予算執行不可能という事にあり  
 ませう。ちうかいた立場からこれは何か色々これあり  
 ましたけれども、財源の管理の問題、色々ありました  
 けれども、もうこれ改善する必要はないかどうか、軍用  
 地以外の財源です。もうこれ全般を見てやっていた  
 たい。ちうかいうふうなことがありませうと片手落ちに  
 取りまして、せうか財源をもちまして生かすか  
 ちうかこれはでございませう。新しいことを取得しようとして  
 ちうか財源が見つからない。私には、木を切る立場に立  
 った一つ、姿勢を案にしていたたい。

議 答

次、20着の伊佐議員の質問を許します。

20 着

ありがとうございます。関連質問、3点についてお  
 伺いたします。一つは、13着の棚原議員から質問  
 がありました。軍用地開放の問題について関連して、  
 沖縄総合開発委員会というものが地方団体でもつくら  
 せて新しく沖縄の都市圏、経済圏、ちうかちうか統合的



水、その周辺で20万坪くらいというので一応は平定している方でござりますが、これもまた仮定が段階でございまして、本決りということではございませぬ。

20 番

マシー地域でも狭いという見方をしているんですか。何坪くらいありますか。

市長

14.5万坪くらいですか。

20 番

それだけでも小せうという感じですか。敷地のこの方は市長としてどういう見方をしておりますか。

市長

敷地より飛行場を開放して、飛行場の方に来た方がいいんじゃないかと、ぜひ宜野湾飛行場を開放して一緒にやってここにセットをしようという話で話合いをした訳でござりますが、果てを之としては飛行場よりはこっちの方がいいという、これは正式に話合っていてはございませぬが、港誘致の件で話した訳でございます。

20 番

港誘致はコンプアゲンでしよう。

.....

市長

特定の港をつくってくれという事は、県について  
にその話し合っておりませう。

20 着

いふおれにして軍用地は開放をせなければならな  
いという基本姿勢は変りない訳である。

市長

おっしゃる通りであります。

20 着

であるならば、県がイニシアチブから放たせると  
いうことも仕合せとして、いわゆる先程から市長の管轄  
の中にある通り、やはりマシーヤ、ヤングゲ  
ンというものは当面宜野湾市地域内における軍  
用地開放としては早くも仕合せであるという  
存予根である。おれは地域住民と一緒に  
ておれは強さを開放運動というのを展開していか  
ばというのを私は先般の議会でも質問の中で質  
疑しましたが、おれはこういふことをやって、い  
わゆる地域ごとの開放運動というのをやってい  
くというお考えはございませぬか。それだけ  
に飛行場も管轄して県庁議  
決も含めてやってほしいと思っております。

市長

おっしゃる通りでございます。

20 着

これは前に私約束をしたが、地域住民との間にどこかおぼろげに連携をとられておりました。

市長

これに対しては、これから軍用地料の値上げとか、全くの問題がありまして、勿論地域住民ということになりまして、軍用地連合会もございませう。

宜野湾市の場合、その方にも開放に対しては全面的に賛成でございまして、これから復帰後については防衛施設庁が基地の点検をして、必要であれば復帰後やっていくという約束も取りまして、今後十分に防衛施設庁に対して、これは必要じゃないかという事で一応は要求をしております。

20 着

最後にである。マーシーは15万くらいあると、そうすると海岸はたまたま管轄すると24.5万にもなりまして、この地域も、小さくありません。開放後はどういった方針を講ずるんだという基本的な姿勢を強かに打ち出してである。これを地域住民にも納得してもらって、特別に何か委員会みたいなもの、開放促進委員会、何でもしようございませう。地域住民とタイアップして、そして総合開発委員会の中にも積極的にもちこたえていくような方向、そのような方向で展開してもらいたいと強く要求しております。

質問を交えます。国民健康保険法の実施についてお伺いします。医療保険というものが色々

問題にふれたい。ようやくの実施がなれつつあり  
すが、那覇とか豊後とかでも実施するんだと  
いうことも新聞紙上で見ておりますが、宜野湾市  
はどうか考えはありますか。やらせちゃうつもり  
ですが、いつ頃を目途にしておりますか。お聞かせ  
願いたいと思います。

経済民生部長

お答えいたします。宜野湾市の場合は来年の  
1月1日を実施目標として現在その準備を進め  
ております。

20 着

1月1日。できる可能性は十分あります。

経済民生部長

十分あります。

20 着

はい。質問をさせていただきます。宜野湾市には色々の委  
託人というのがあります。委託契約をされた人  
達、例えば自治会等、又は塵芥処理場の管  
理の人達、いろいろたくさんありますが、その方々  
に対する報酬金というのがあります。しかし、学校  
関係の委託人が、監視の委託を受けた人達が8名  
ほどいるかと私、記憶しておりますが、その方々に対  
する報酬金が出ているかどうかお伺いいたします。

市 長

今、このように委託契約している方たくさんおられますけれども、色々報酬金などもやっておりますのは自治会長だけであります。その他はやっておりません。

20 着

自治会長さんだけですか。

市 長

はい。

20 着

産前処理の監視人の報酬金も入っておりますんですか。

市 長

やっております。

20 着

全然入っていないです。教育関係者からは身分保障の陳情もございましたので、正式雇用の定数に入れてもらいたいという、議会としてはそれは当然の要求であるということでも決まると思っておりますが、その当局としては色々財政の問題もあろうので、定数には入れられないということも言っておられたが、その後、結局報酬金を要求した陳情書が届いていると思っておりますが、それは当局にも来ておりますか。

市長

復帰後、教育委員会宛に来ておろすのでござい  
ますが、おの市長は見ておりません。

20 番

市長は来ておられ、全然知らなかったと誤りか。  
担当者の方にお伺いいたします。どうい段階  
でどうい処理をされているのか。団体交渉な  
りもあつたと思っております。

教育長

お答えいたします。復帰後、学校の警備員か  
ら、期末手当の支給を要求の陳情がありました。  
これは委託契約であるので、よそのところも色々調  
査をした。やっていたという事で、やらんでい  
るという事で出ておりません。

20 番

もう一つとお聞します。よそのところはやってい  
ないからやらんでいっていることであるが、よそ  
のところは職員として正式に採用しているところ  
もあるかと。前向きのところは。

教育長

あります。

20 番

後向きの<sup>方向</sup>ところはやっています。  
心は準備してよそのところもあるかと。希望者

の立場をどう扱うかについて解決するかどうかである。  
どうすれば私にこれを強調してきますよ。直接  
自分を保障した定数に入れた職員として採用  
していることはどう扱うかとしてらえますか。

教 育 長

中部にいますね。三市村が職員として採用してあり  
ます。他はやっておりません。他がやらなければという  
意味でなく、専任契約であるので出せばいいという何で  
やっておりません。これは又、文書では本当局に何し  
ておりませんが、行って、この陳情はこういう何があり  
ますかと相談をしたんです。助役などとは相談をし  
て、予算の編成のときに（聴取不能）というので  
やっておりません。

20 着

当局にお伺いします。片方は自治会長は先に  
やっておりません。同じ専任でありながら片方はおし  
被褥で、中から間違えると命も落とすかもしれない  
ような仕事をさせられている訳ですが、片方において  
はそういう報償金もあげないという不合理の矛盾  
した行政が今出ている訳ですが、それはどう思われますか。

市 長

これは地方課からもいっている指摘を受けて  
おりますが、非常に遺憾に思っています。

20 着

いかにいおうか。

市 長

報酬金、事務委託制度についても、なるべく廃止  
する方向にというふうなある程度指導も受けておりま  
すし、この問題に対しては市としてもなるべく事務委  
託をしない方向で今、検討を進めている訳で  
ございまして、案には別がございましてそういう  
の報酬金をあげている方向でございす。

20 着

自治会各社も廃止していいというお考えですか。

市 長

自治会、事務委託制度を廃止しているたい。

20 着

これは早くできすか。

市 長

できるところでございす。

20 着

これは早くやる訳ですか。

市 長

はい。

20 着

学校の警備員は早く廃止ですか。

市 長

学校の警備員に対しては、非常にいろいろな職  
員には責任は重いので、市としてしても保育  
所の警備、又は役所等の警備にかまわなくても、警  
備員にさせた方がよりよく最小の経費で最大の  
効果を出すという意味で市としてしてもできる  
ならば早目に警備員にさせた方が一せりだけの  
責任がある。又、とられた場合においても弁償がし  
らなければ十分に監視、警備の行う届くという線まで市  
としてしても警備保障会社にさせた方が専  
当じやないかという考えをもっている訳であります。

20 着

早急にいろいろな事が之を実施しますか。

市 長

これに対しては、現在仕事をもっておりまので、  
やめられている方も十分相談して、納得がいけば  
この問題もとりかえていけるしやないかと思っており  
ます。

20 着

納得がいけば、納得がいかなければ時間  
をかかざる訳ですか。

市 長

一応、保障とかいう問題が出てくると思いますが、  
で、相手がありません。

20 着

その期間、乗車の実施、再乗車の実施とかはそ  
の向でも報償金をせよとか、そういうお考えはあり  
ませんか。

市 長

一応、市としては、その問題に対してはそういう要  
請制度に対しては、報償金は今後、一例はあり  
ませんが、考えられるという見解をしております。

20 着

自治会長さんにもお話をしようという見解をもちま  
せんか。

市 長

自治会長におかれましては、従来そういうふうによ  
ってありますので、今後はある方にはいかなければ  
ならず自治会長は既得権をもちまわっておりまして、そ  
の問題に対して、廃止しようことに対して非常に難  
点があるかと存じます。

20 着

おつとせよと申すやうなところというお考えですか。

市 長

自治会等委託制度がある限りでは、事務委託制度もある限り、当然お任せという見解をもちっております。

20 着

片方ではその権利を取得してあげている。同じ委託でありながら片方ではあげられぬということはおかしいというお考えですが、基本門に。

市 長

牙痛もある訳でございます。

20 着

おかけもうお任せです。

市 長

存るべく廃止していただきたいという考えをしております。

20 着

自治会等の方は廃止していただきたい。報償金も打ち切りたいこと。

市 長

はい。

20 着

終了です。

議 程

以上終了。日程第1の一般質問は終了す。  
次は日程第2の陳情第12号、公民館前広場の  
確保方についての陳情を上程いたします。

本陳情につきましては、総務常任委員会に付託  
をいたします。尚、本陳情の審査は、本定例会  
終了後の閉会中に審査されていたため、次  
の定例会にて御報告願いたいと思っております。

議 程

以上終了。本日の日程は全部終了す。  
大変御苦労なものであります。

議 程

散会いたします。(午後4時40分)